解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

三重県多気郡大台町清滝一六四番地

社団法人赤滝報徳社

代表清算人　小掠　厚

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

兵庫県尼崎市東七松町一丁目二三番一号

財団法人尼崎市都市整備公社

代表清算人　岩田　強

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

広島県山県郡北広島町政所三一〇番地

社団法人轟尚徳社

代表清算人　隠居　吉信

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十三年六月二十五日開催の理事会の決議並びに平成二十四年三月三十日東京都教育委員会の許可により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

東京都墨田区向島三丁目三七番二五号

財団法人東京都立本所高等学校後援会

代表清算人　原田　次郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

京都府相楽郡和束町大字白栖小字大狭間三五番地

財団法人和束町活性化センター

清算人　堀　忠雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年二月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

兵庫県たつの市揖西町小神一〇四四番地の一

龍野市本龍野駅東農住組合

清算人　松本　昌宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

新潟県糸魚川市新鉄一丁目三番六号

医療法人社団相澤医院

清算人　相澤　哲郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

徳島県徳島市中徳島町二―五―二

社団法人徳島県テレビジョン放送中継施設整備協会

清算人　漆原　完次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月二日定款所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

高知市竹島町一五八番地一

財団法人城南保育協会

代表清算人　岡村　勝喜

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月二日定款所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

高知市瀬戸東町三丁目三四七番地

財団法人瀬戸東保育園

代表清算人　田攸　公臣

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

高知市横浜南町六番三号

財団法人瀬戸児童福祉協議会

代表清算人　有澤　四郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月一日

鹿児島県大島郡知名町知名五二〇番地

財団法人知名町振興開発公社

清算人　平安　正盛

配当公告

札幌市中央区大通西九丁目一番地一

破産者　ジャパンリアライズ株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第一四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四七六、七七六、二八七円

一、配当をすることができる金額

金三二、五二七、九一八円

平成二十四年六月一日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号

Ｎ４２０ビル　破産管財人　大川　哲也

配当公告

岐阜県各務原市鵜沼羽場町三丁目一〇番地五

破産者　株式会社東海建設

右の者に対する岐阜地方裁判所平成十八年（フ）第七九二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三八九、二〇〇、五八一円

一、配当することのできる金額

金五一、一二八、九二三円

平成二十四年六月一日

岐阜市川端町一三番地一　イーストアサノ二階

破産管財人　古田　修

配当公告

徳島県阿南市宝田町平岡八九九番地の二三

破産者　上勝運送有限会社

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十二年（フ）第三九四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二九、六〇一、六二五円

一、配当することのできる金額

金一五、七八九、五三二円

平成二十四年六月一日

徳島市幸町三丁目一五番地伊藤ビル三階

破産管財人　竹原　大輔